

産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長 〇〇 △△ 殿

届出者 〒〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

住 所 〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇〇号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止
変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	今後も粉状又は泥状の石綿含有産業廃棄物(仕上塗材等)を取り扱う。	粉状又は泥状の石綿含有産業廃棄物(仕上塗材等)を取り扱ったことがある。

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」の改正により、石綿含有仕上塗材が、汚泥(石綿含有産業廃棄物)に該当する場合もあると変更されたため。

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

保管場所（積替えのための保管）

保管の理由	収集運搬の作業効率化及び分別の適正化向上のため
所在地	新潟市〇区△△△△

取り扱う産業廃棄物ごとの保管計画

産業廃棄物の種類	面積 (㎡)	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管上限 (t又は㎡)	最大積上 げ高さ (m)	平均搬出量 (t/月又は ㎡/月)	搬出量から算出 した保管上限 (t又は㎡)
石綿含有仕上塗材 (泥状)	〇〇	屋内	ドラム缶 8個	0.6㎡	1	3㎡/月	0.7㎡

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

種 類	用 途
キャブオーバ	石綿含有仕上塗材運搬用

業務時間	8：00～17：00（うち、休憩時間 60 分）
休業日	日曜日、祝日、お盆、年末年始

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
5 人	1 人	1 人	1 人	5 人	3 人	人	16 人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

汚泥（石綿含有産業廃棄物）を運搬する場合、以下の措置を講ずる。

- ・飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬する。
- ・他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設ける。

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	石綿含有仕上塗材
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	令和〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称		用途	
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
		撮影	年 月 日

事業場（駐車場・保管場所等を含む。）の写真

* 施設の全体が確認できること。

施設の種類	事業場及び保管容器
所在地	新潟市〇区△△△△